

(案)

一般用医薬品の区分に関する薬事・食品衛生審議会
薬事分科会医薬品等安全対策部会報告について

一般用医薬品の区分について、以下のとおりとすることが適当である。

1. 第一類医薬品について

○次のものを削除する。

- ・テルビナフィン
- ・プラノプロフェン

2. 第二類医薬品について

(1) 無機薬品及び有機薬品について

○次のものを削除する。

- ・グリセリンモノグアヤコールエーテル
- ・セキサノール

○次のものを追加する。

- ・オキシテトラサイクリン
- ・臭化ナトリウム
- ・テトラサイクリン
- ・テルビナフィン
- ・プラノプロフェン
- ・ヘパリンナトリウム
- ・ポリミキシンB

(2) 生薬及び動植物成分について

○次のものを追加する。

- ・カラセンキュウ。ただし、外用剤は除く。
- ・コロハ。ただし、外用剤は除く。
- ・センボウ。ただし、外用剤は除く。
- ・テンジクオウ。ただし、外用剤は除く。
- ・ヤカン。ただし、外用剤は除く。
- ・レンケイ。ただし、外用剤は除く。

3. 第三類医薬品について

(1) 無機薬品及び有機薬品について

○次のものを削除する。

- ・シーサップ
- ・セアプローゼ
- ・ペクチン

○次のものを追加する。

- ・吸水軟膏
- ・親水軟膏
- ・単軟膏
- ・ドミフェン臭化物
- ・白色軟膏
- ・マクロゴール軟膏

(2) 生薬及び動植物成分について

○次のものを追加する。

- ・カラセンキュウ。ただし、外用剤に限る。
- ・カンテン
- ・コロハ。ただし、外用剤に限る。
- ・センボウ。ただし、外用剤に限る。
- ・テンジクオウ。ただし、外用剤に限る。
- ・ツルボ。ただし、外用剤に限る。
- ・バイカ
- ・ビャクズク
- ・マムシタンパク分解物
- ・マムシ胆
- ・ヤカン。ただし、外用剤に限る。
- ・レンケイ。ただし、外用剤に限る。